

(資料1)

保育所の認可について

児童福祉法第35条第6項において、私立保育所の設置認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない、と規定されています。

三重県では、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会において当該意見聴取を実施することとしており、令和5年度につきましては、次の1件について審議願います。

1 あいうえお保育園

【名称】	あいうえお保育園
【所在地】	三重県津市美里町五百野1617-1
【設置主体】	社会福祉法人あいうえお
【経営主体】	社会福祉法人あいうえお
【認可理由】	新設による認可

区分	合計	左の年齢別内訳							
		3歳未満児				3歳児	4歳以上児		
		0歳	1歳	2歳	小計		4歳	5歳	小計
認可希望定員	87	7	11	15	33	18	18	18	36
入所予定児童数	38	3	5	6	14	8	8	8	16